大阪府新型コロナウイルス感染症類似症状患者受入れのための 救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金交付要領

(目的等)

第1条 大阪府(以下「府」という。)は、新型コロナウイルス感染症の症状に類似する発熱や 咳等の呼吸器症状を有している患者(以下「類似症状患者」という。)が、感染症指定医療機 関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急・周産期・小児医療の体制 確保を行うことを目的として、予算の定めるところにより、大阪府新型コロナウイルス感染症 類似症状患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金(以下「補助金」と いう。)を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則(昭和45年大阪府 規則第85号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、別に定める「大阪府新型コロナウイルス感染症類似症状患者診療医療機関登録要領」(以下「類似症状患者診療医療機関登録要領」という。)に基づき、府が大阪府新型コロナウイルス感染症類似症状患者診療医療機関(以下「類似症状患者診療医療機関」という。)に登録した医療機関の開設者とする。

(補助事業)

- 第3条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、第1条の目的を達成するため に補助事業者が行う次の事業とする。
 - (1) 設備整備事業

院内感染を防止するために必要な設備整備等の事業

(2) 診療体制確保事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大と収束が反復する中で、救急、周産期又は小児医療の提供を継続するため、院内感染防止対策を講じながら一定の診療体制を確保するための事業

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、前条各号の補助事業それぞれに別表1及び別表2の第2欄に定める経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金交付の対象となる経費及びその交付額は、第3条各号の補助事業それぞれに算出するものとし、同条第1号の補助事業は別表1に、同条第2号の補助事業は別表2に定める基準により算出した額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項の規定による申請は、第3条各号の補助事業それぞれに行うものとし (次条第2項及び第3項、第8条第9号、第9条第1項及び第11条に規定する手続きにおいて 同じ。)、大阪府新型コロナウイルス感染症類似症状患者受入れのための救急・周産期・小児医 療体制確保事業補助金交付申請書(設備整備事業:様式第1-1号、診療体制確保事業:様式 第1-2号)を知事が定める日までに提出することにより、行わなければならない。

- 2 前項の申請書には、それぞれ次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 様式第1-1号に添付しなければならない書類
 - ア 見積書
 - イ カタログ等仕様のわかる書類
 - ウ その他知事が必要と認める書類
 - (2)様式第1-2号に添付しなければならない書類
 - ア 要件確認申立書 (様式第2号)
 - イ 暴力団等審査情報(様式第3号)
 - ウ 口座振替依頼書(様式第4号)
 - 工 誓約書(様式第5号)
 - オ その他知事が必要と認める書類

(経費等の内容変更等)

- 第7条 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定による知事の定める軽微な変更とは、補助対象経費の総額に対して20%以内の増減を伴う経費の配分又は事業内容の変更とする。
- 2 規則第6条第1項第1号又は第2号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、大阪府新型コロナウイルス感染症類似症状患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金経費(事業)変更交付申請書(設備整備事業:様式第6-1号、診療体制確保事業:様式第6-2号)に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業の内容の変更により、交付決定の額を変更する必要がある場合は、前項の例により 変更することができるものとする。

(交付の条件)

- 第8条 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。
 - (1)補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、 速やかにその理由その他必要事項を書面により知事に報告してその指示を受けなければな らない。
 - (2)(1)の規定による報告に基づき、必要な指示を与えられた場合は、補助事業者は直ちにその指示に従わなければならない。
 - (3)補助事業者は、補助金と補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。
 - (4)補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金の提供を受けてはならない。
 - (5) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
 - (6)補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまでの間、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
 - (7)補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を府に納付しなければならない。

- (8)補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9)補助事業の完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、大阪府新型コロナウイルス感染症類似症状患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(設備整備事業:様式第8-1号、診療体制確保事業:様式第8-2号)により、速やかに知事に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する団体の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。

また、当該仕入控除税額の全部又は一部は、府に納付しなければならない。

(10) 知事は、補助事業者が規則第5条の規定による補助金の交付決定の前に行った事業に要する経費についても、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。ただし、令和2年4月1日以降に執行した経費に限る。

(補助金交付の申請の取下げ)

- 第9条 補助金の交付を申請した者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請書を取り下げることができる。
- 2 前項の規定による取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金交付の決定は、なかった ものとみなす。

(補助金の交付)

第10条 知事は、規則第5条の規定による補助金の交付の決定後、設備整備事業においては、規 則13条の規定による補助金の確定後交付するものとする。

また、診療体制確保事業においては、その交付の決定した額の全部又は一部を概算払いにより交付するものとする。ただし、知事は、第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付することができるものとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、大阪府新型コロナウイルス感染症類似症状患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業実績報告書(設備整備事業:様式第7-1号、診療体制確保事業:様式第7-2号)を、補助事業の完了した日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日)の翌日から起算して30日以内又は翌年度の4月30日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助金の交付の実施結果が、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、規則第13条の規定により補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

(取得財産の処分制限)

第13条 規則第19条ただし書き並びに同条第4号の規定により知事が定める期間及び財産の種類は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省

告示第384号)に準ずるものとする。

(立入調査)

第14条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、 補助金の交付決定を受けた事業者に対して、必要な事項を報告させ、又は、本府職員にその事 務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるこ とができる。

(補助金の返還等)

- 第15条 知事は、補助金の交付を受けた補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、 補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができるものとする。
 - (1)類似症状患者診療医療機関登録要領第9条第3項又は第4項の規定に基づき、類似症 状患者診療医療機関の登録を解除されたとき
 - (2)補助事業者が、法令、規則、本要領、補助金の交付決定の内容、これに附した条件 に違反した場合
 - (3) 補助事業者が、補助金を他の用途に使用した場合
 - (4) 補助事業者が、補助金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合
 - (5) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金の全部又は一部が必要でなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消し又は変更を行った場合には、交付した補助金のうち当該取消し又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずることができるものとする。
- 3 知事は、第1項第1号から第4号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、前項の規定による補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者に対し、当該命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から、当該命令により返還すべき補助金を補助事業者が納付するまでの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 5 知事は、補助金の交付の決定を取り消し又は変更したときは、速やかにその旨を補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるものの他、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附則

この要領は、令和2年9月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

補助金交付基準(設備整備事業)

大阪府新型コロナウイルス感染症類似症状患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業における設備整備事業に係る補助金交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2)(1)により選定された額と当該事業に要する事業費から寄附金その他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額を補助基本額とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
(1)初度設備費 133,000円(1床当たり)	(1) 医療機関の新設又は増設 に伴う初度設備を購入する ために必要な需用費(消耗 品費)及び備品購入費	
(2)個人防護具 3,600円(1人当たり) (3)簡易陰圧装置 4,320,000円(1床当たり) (4)簡易ベッド 51,400円(1台当たり) (5)簡易診療室(注)及び付帯する備品 実費相当額 (6)HEPAフィルター付空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る) 905,000円(1施設当たり) (7)HEPAフィルター付パーテーション 205,000円(1台当たり) (8)消毒経費 実費相当額 (9)救急医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う(類似症 状)患者の診療に要する備品 300,000円(1施設当たり) (10)周産期医療又は小児医療を担う医療機 関において、新型コロナウイルス感染症 を疑う(類似症状)患者に使用する保育 器 1,500,000円(1台当たり)	(2) ~ (10) 医療機関の設備を購入す るために必要な設備購入費	10分の10

注 「簡易診療室」とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。

補助金交付基準 (診療体制確保事業)

大阪府新型コロナウイルス感染症類似症状患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業における診療体制確保事業に係る補助金交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2)(1)により選定された額と当該事業に要する事業費から寄附金その他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額を補助基本額とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
許可病床数等に応じて、以下の金 額の合計額を上限とする。		
(1)99床以下の医療機関 20,000,000円	診療体制の確保に必要な経費	
(2) 100床以上の医療機関 30,000,000円 ※以降100床ごとに加算 10,000,000円	(賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、 需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、 医薬材料費)、役務費(通信運搬費、 手数料、保険料)、委託料、使用料及 び賃借料、備品購入費)	10分の10
(3) 新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関(注) ※上記(1) 又は(2) の金額に加算 10,000,000円	※ただし、従前から勤務している者 及び通常の医療の提供を行う者に 係る人件費を除く。	

注 「新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関」とは、府が重症患者 又は軽症・中等症の新型コロナウイルス感染症患者の受入病床の確保を要請を行い、それに応 じた医療機関をいう。